

(趣旨)

第1条 この規程は、志布志市議会政務活動費の交付に関する条例(平成27年志布志市条例第38号。以下「条例」という。)及び志布志市政務活動費の交付に関する規則(平成27年志布志市規則第17号)に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査事項)

第2条 志布志市議会政務活動費審査会(以下「審査会」という。)は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 条例第6条に規定する政務活動に関する事項
- (2) 政務活動費の使途に関する事項
- (3) その他議長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審査会は、委員長及び委員5人で組織する。

2 委員長は、議長をもって充てる。

3 委員は、常任委員会及び議会運営委員会の委員長をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、関係議員に会議への出席を求め、その説明を聴くことができる。

(報告)

第6条 審査会は、会議の内容及び結果を市長及び志布志市議会全員協議会に報告するものとする。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、議会事務局において処理する。

(収支報告書)

第8条 条例第8条第1項に規定する報告書は、政務活動費収支報告書(別記様式)によるものとする。

(収支報告書等の閲覧)

第9条 条例第10条第2項の収支報告書等の閲覧は、当該収支報告書等を条例第8条第2項及び第3項に規定する提出すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過する日の翌日からすることができる。

2 収支報告書等の閲覧は、議長の指定する場所で、志布志市の執務時間を定める規則(平成18年志布志市規則第1号)に規定する執務時間中にしなければならない。

3 収支報告書等は、前項に規定する場所以外に持ち出すことができない。

4 収支報告書等は、丁重に取り扱い、破損、汚損、加筆等の行為をしてはならない。

5 前3項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月29日議会訓令第1号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年8月31日議会訓令第2号)

この訓令は、令和4年9月1日から施行する。

別記様式(第8条関係)

年 月 日

志布志市議会議長

様

会派の名称

代表者氏名

(議員にあつては、氏名)

政務活動費収支報告書

志布志市議会政務活動費の交付に関する条例(平成27年志布志市条例第37号)第8条第1項の規定により、下記のとおり 年度政務活動費の収支を報告します。

記

1 収入

項目	金額	摘要
政務活動費		
その他収入		
合計		

2 支出

項目	金額	摘要
調査研究費		
研修費		
広報費		
広聴費		
要請・陳情活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
人件費		
事務所費		
合計		

3 残余の額

収入合計額

円 -

支出合計額

円 =

収入支出差引額

円